

委 員 長 談 話

平成 1 7 年 1 2 月 5 日

千葉県人事委員会委員長 浜名 儀一

- 1 本日，人事委員会は，議会及び知事に対して，平成18年度以降の職員の給与制度について報告及び勧告をいたしました。
- 2 本委員会では，職員の職務・職責や実績に応じた給与上の処遇を図っていくことの必要性について，従前から報告してきたところであり，本年，人事院の示した年功的な俸給構造の見直しや勤務実績の給与への反映などの給与構造の改革が必要な理由や問題点等については共通の認識を持っています。
- 3 この改革については，昭和32年に現在の給与制度が確立して以来，50年振りの大改革で，制度の根幹に関わり，本県職員全員に大きな影響を及ぼすことから，慎重に調査検討を行ってきましたが，本県の状況や人事院勧告の趣旨などを総合勘案し，現行給与水準の引下げ，級構成の再編や号給の4分割といった給料表構造の見直しと地域手当の新設及び勤務実績を給与へ反映させることへの取組みが必要であると判断いたしました。

4 人事委員会勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するものであり、地方公務員法で定める給与決定原則に基づき、社会経済情勢全般の動向等を踏まえながら勧告を行っています。

5 議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、今回の給与構造の改革について、速やかに実施されるよう要請いたします。

6 職員においては、厳しい内容もありますが、職員一人ひとりの職務に対する意欲と能力を高め、県民の理解と信頼を得られる行政運営を行っていくために必要な改革であることを認識した上で、全体の奉仕者としての高い使命感と倫理観を持ちつつ、一層職務に遂行されることを要望します。

7 県民の皆様には、人事委員会が行う勧告の意義と、職員が行政各部においてそれぞれの職務を通じ、県民福祉の向上に努めている実情について、深い御理解をいただきたいと思います。